

# 令和6年度使用料・手数料単価一覧

令和6年4月1日～

○ 北海道農政部手数料条例  
(家畜伝染病予防法関係)

設定項目	単価
<b>(家畜等検査手数料)</b>	
家畜等検査手数料 (牛の結核病検査)	300
家畜等検査手数料 (牛のブルセラ病検査)	330
家畜等検査手数料 (牛のヨーネ病検査)	610
家畜等検査手数料 (牛の伝達性海綿状脳症検査)	18,000
家畜等検査手数料 (馬の伝染性貧血の検査)	660
家畜等検査手数料 (馬の伝染性子宮炎の検査 (血清))	410
家畜等検査手数料 (馬の伝染性子宮炎の検査 (細菌))	1,810
家畜等検査手数料 (豚のトキソプラズマ病検査)	440
家畜等検査手数料 (家きんのサルモネラ感染症検査)	60
家畜等検査手数料 (腐蛆病検査)	170
家畜等検査手数料 (寄生虫病検査)	280
<b>(家畜注射手数料)</b>	
家畜注射手数料 (馬の流行性脳炎 (基礎免疫))	470
家畜注射手数料 (馬の流行性脳炎 (補強))	350
家畜注射手数料 (豚の流行性脳炎 (基礎免疫又は補強))	420
家畜注射手数料 (牛のイバラキ病又は牛流行熱予防)	300
家畜注射手数料 (牛の伝染性鼻気管炎予防)	260
家畜注射手数料 (牛伝染性下痢症ウイルス予防)	480
家畜注射手数料 (牛等の炭疽予防)	250
家畜注射手数料 (牛等の炭疽血清)	1,260
家畜注射手数料 (豚熱予防)	350
家畜注射手数料 (豚熱予防液の管理)	70
家畜注射手数料 (ニューカッスル病予防)	30
家畜注射手数料 (牛等の気腫疽予防)	250
家畜等検査証明書等交付手数料	150